

国定公園内における許可、届出等の取扱要領

平成 15 年 7 月 3 日制定
平成 22 年 6 月 4 日一部改正
平成 23 年 4 月 1 日一部改正
平成 29 年 5 月 19 日一部改正

(趣旨)

第 1

国定公園に係る自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号。以下「法」という。）第 20 条第 1 項に規定する特別地域（特別保護地区を除く。以下同じ。）、第 21 条第 1 項に規定する特別保護地区、第 22 条第 1 項に規定する海域公園地区、第 23 条第 1 項に規定する利用調整地区又は第 33 条第 1 項に規定する普通地域内において行う行為に関する許可、届出等に関しては、法、自然公園法施行令（昭和 32 年政令第 298 号。以下「令」という。）及び自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、この要領の定めるところによる。

(許可申請書の様式)

第 2

規則第 10 条第 1 項の規定による申請書は、別記様式第 1 によるものとする。

(許可申請書の審査等)

第 3

申請書が提出されたときは、当該申請書について不備又は不足がないことを確認し、不備又は不足がある場合には相当の期間を定め、申請者に補正させた上で、申請書が提出された日（申請書の不備又は不足について補正を求めた場合にあつては、当該補正がなされた日）から起算して原則として一月以内に、審査し、処理するものとする。

(許可に関する審査基準)

第 4

許可申請の許可の適否の審査に当たっては、規則第 11 条に規定する許可基準及び同条第 36 項の規定に基づき千葉県知事が定める許可基準の特例（「南房総国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例」（平成 12 年 3 月 31 日告示第 333 号）及び「水郷筑波国定公園の特別地域内の行為の許可基準の

特例を適用する地域及び基準の特例」(平成12年3月31日告示第334号)(以下「許可基準等」という。)によるものとする。

2 規則第11条に規定する基準の解釈及び運用に当たっては、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成12年8月7日付け環自計第171号・環自国第448-1号、448-2号、448-3号 環境庁自然保護局長通知)(以下「細部解釈等」という。)によるものとする。

3 第1項に規定する許可基準等及び第2項に規定する細部解釈等は、千葉県行政手続条例第5条第1項に規定する審査基準として取り扱うこととし、これらについては、同条第3項の規定により、土木事務所及び環境生活部自然保護課において備付けその他の適当な方法により公にするものとする。

(各種行為の主従の判断)

第5

工作物を新築しようとする際に木竹の伐採、土地の形状変更等を伴う場合など、許可申請の内容に、法第20条第3項各号、第21条第3項各号及び第22条第3項各号に掲げる行為のうち複数の行為が含まれている場合であって、行為の主従の判断が可能なものにあつては、主たる行為を許可対象行為とし、その他の行為は関連行為として申請書にその旨明記させるものとする。ただし、次に掲げる場合及び主たる行為以外の行為として申請されている内容が、主たる行為に伴って通常必要とされる行為の範囲を超えると判断される場合には、それぞれの行為を許可対象行為とする。

(1)工作物の新築のための敷地を造成するために水面を埋め立てる場合には、水面の埋立及び工作物の新築として取り扱うものとする。

(2)その高さが13メートル以上であり、かつ、容易に移転し、又は除却することができない構造の鉄塔(やぐら)を設けてボーリングを行う場合は、工作物の新築及び土石の採取として取り扱うものとする。

(3)廃棄物の最終処分場のうち、遮水シート等の工作物の設置を伴う場合は、工作物の新築及び土地の形状変更として取り扱うこととする。

2 特別保護地区内において、動物を放ち、木竹又は木竹以外の植物を植栽し、若しくは植物の種子をまく行為を法第21条第3項各号に掲げる他の行為とともに実施する場合であつて、行為の主従の判断が可能なものにあつては、次の例のように、主たる行為を許可対象行為とし、その他の行為は関連行為として申請書にその旨明記

させるものとする。

(1) 特別保護地区内で郷土種による緑化を行うことを目的として、植物の種子を採取する場合においては、緑化を行う場所及びその近隣において趣旨を採取する行為は、郷土種による緑化（植物の種子をまくこと）の関連行為として取り扱うこととする。

(2) 特別保護地区内において有害鳥獣を捕獲することを目的として、よく訓練された猟犬を放つ場合においては、有害鳥獣の捕獲（動物の捕獲）の関連行為として猟犬を放つことを取り扱うこととする。

(関連した諸行為の取扱い)

第6

地質調査ボーリングとダム等の建設、発電所建設と送電線架設、温泉ボーリングと給湯管布設等一定の計画に基づいて行う関連した諸行為については、あらかじめ当該計画の概要を当初の許可申請書に添付させ、計画全体につきその適否を判定することにより、当初の申請に係る行為とその後の申請に係る行為に対する処分が矛盾しないよう措置するものとする。

(特別地域と特別保護地区をまたがる行為の取扱い)

第7

許可申請に係る行為が、特別地域と特別保護地区にまたがる場合は、同一の者により一体的に行われる場合であっても、特別地域、特別保護地区毎に申請を行わせるものとする。ただし、特別地域内の許可申請書を特別保護地区内の許可申請書と併せて提出し、特別保護地区内の許可申請書の添付図面等中に、特別地域内の許可申請に係る行為の内容を示させることにより、特別地域内の許可申請書の添付図面等を規則第15条の3第3項の規定により省略させることができる。

(許可後における内容の変更手続き)

第8

規則第10条第1項第1号から第6号までに規定する申請内容又は法第32条の規定による条件により確定された工事の着手若しくは完了の日の内容を、当該許可を受けた後に変更しようとする場合は、新たな申請を行わせるものとする。

なお、この場合においては許可申請書の備考欄に、既に許可を受けたものの変更である旨、当該許可処分の日付及び番号並びに許可に付された条件、その他必要な事項を記載させるものとする。

ただし、規則第 10 条第 1 項第 1 号に掲げる事項の変更については、申請者が同一人である場合に限り当該事項を届け出ることによって足りるものとする。

(国の機関が行う協議に対する準用)

第 9

法第 68 条第 1 項の規定により国の機関が行う行為に係る協議は、第 2 から第 6 ま
で及び第 8 に定めるところに準じて取り扱うものとする。

(特別地域及び普通地域の許可等を要しない催しの計画の様式)

第 1 0

規則第 12 条第 30 号又は規則第 15 条第 16 号の規定による地方公共団体が作成す
る催しの計画書は、別記様式第 2 によるものとする。

(特別地域等に関する届出書の様式)

第 1 1

規則第 15 条の 2 の規定による届出書は、別記様式第 3 によるものとする。

(普通地域内における行為の届出書の様式)

第 1 2

規則第 13 条の 17 の規定による届出書は、別記様式第 4 によるものとする。

(普通地域内における行為の届出書の受理等)

第 1 3

普通地域内における行為の届出書が提出されたときは、当該届出書について不備
又は不足がないことを確認し、不備又は不足するものがある場合には相当の期間を
定め、届出者に補正させた上で、当該届出書を受理するものとする。なお、この受
理した日をもって法第 33 条第 3 項に規定する「届出があった日」又は同第 5 項に規
定する「届出をした日」と取扱うものとする。

(普通地域内における行為の措置命令等)

第 1 4

処分は、自然公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準（平成 16 年 6
月 18 日制定（以下「処理基準」という。））によるほか、風景を保護するために必
要があると認める場合に行うものとする。

2 処理基準は、千葉県行政手続条例第 12 条第 1 項に規定する処分基準として取り扱
うこととし、同項の規定により、土木事務所及び環境生活部自然保護課において備

付けその他の適当な方法により公にするものとする。

(普通地域内における各種行為の主従の判断)

第15

普通地域内における各種行為の主従の判断については、第5に規定するところによるものとする。

(特別地域等と普通地域にまたがる行為の取扱い)

第16

普通地域内において届出を要する行為が特別地域、特別保護地区又は海中公園地区内で許可を要する行為と同一の者により一体的に行われる場合には、普通地域内行為届出書を特別地域等内の許可申請書と合わせて提出し、許可申請書の添付図面等中に届出に係る行為の内容を示させることにより、届出書の添付図面等を規則第15条の3第3項の規定により省略させることができる。

(国の機関が行う行為に対する準用)

第17

法第68条第3項の規定による国の機関が行う行為に係る通知は、第11、第12及び第15に定めるところに準じて取り扱うものとする。

(利用調整地区に係る許可申請書の様式)

第18

法第23条第3項第7号に規定する許可を受けるための申請書は、別記様式第5によるものとする。

(その他)

第19

この要領に定めのない事項等については、国立公園の許可、届出等の取扱要領(平成17年10月3日付け環自国第051003001号環境省自然環境局長通知)に準じ取り扱うものとする。

様式第1(1)

特別地域（特別保護地区、海域公園地区）内
 工作物の新（改、増）築許可申請書

自然公園法第20条（第21条、第22条）第3項の規定により 国定公園の特別地域（特別保護地区、海域公園地区）内における工作物の新（改、増）築の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
 （法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名（押印又は署名））

目	的	
場	所	
行為地及びその 付 近 の 状 況		
工 作 物 の 種 類		
施 行 方 法	敷 地 面 積	
	規 模	
	構 造	
	主 要 材 料	
	外 部 の 仕 上 げ 及 び 色 彩	
	関 連 行 為 の 概 要	
施行後の周辺の取扱		
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(備考)

1. 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1:1,000以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1:1,000以上の修景図
- (5) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2. 注意

- (1) 申請文の「 国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不用の文字は抹消すること。
- (2) 「目的」欄には、当該工作物を設ける目的及びその必要性を具体的に記入すること。
- (3) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- (4) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等、海中公園地区にあっては、海底の形状、着生する動植物、水深（干満）、潮流等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (5) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、支障となる動植物の除去、敷地造成、残土処理、工事用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (6) 「施行後の周辺の取扱」欄には、跡地の整理、修景のための植栽等風致景観の保護のために行う措置を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (7) 「備考」欄には次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- (8) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第 1 (2)

特別地域 (特別保護地区) 内木竹の伐採許可申請書

自然公園法第 20 条 (第 21 条) 第 3 項の規定により 国定公園の特別地域 (特別保護地区) 内における木竹の伐採の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名 (押印又は署名) 及び住所
 (法人にあっては、名称、住所及び
 代表者の氏名 (押印又は署名))

目	的	
場	所	
林 況	林 種 及 び 樹 種	
	林 齢	
	森 林 面 積	
	総 蓄 積 (a)	
施 行 方 法	伐 採 種 別	
	伐 採 樹 種	
	伐 採 面 積	
	平 均 樹 令	
	平 均 胸 高 直 径	
	伐 採 材 積 (b)	
	伐 採 材 積 歩 合 (b / a)	%
	関 連 行 為 の 概 要	
	伐 採 跡 地 の 取 扱	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(備考)

1. 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真
- (3) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2. 注意

- (1) 申請文の「 国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不用の文字は抹消すること。
- (2) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- (3) 「林種及び樹種」欄には、針葉樹林、広葉樹林、混交林の別及び天然林、人工林の別並びに主な樹種を括弧書で記入すること。
- (4) 「伐採種別」欄には、皆伐、単木択伐、塊状択伐等の別を記入すること。
- (5) 「関連行為の概要」欄には、索道、林道、貯木場の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (6) 「伐採跡地の取扱」欄には、伐採後の植栽計画（年次、樹種、施行方法等）等を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (7) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- (8) 森林施業以外の目的で申請する場合には、「林況」のかわりに「行為地及びその付近の状況」を記載する。
また、「施行方法」については「伐採樹種」「伐採面積」「関連行為の概要」「伐採跡地の取扱」を記載することで足りるものとする。
- (9) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第1(3)

特別地域（特別保護地区）内高山植物等（木竹、木竹以外の植物、落葉又は落枝）の採取（損傷）許可申請書

自然公園法第20条（第21条）第3項の規定により 国定公園の特別地域（特別保護地区）内における高山植物等（木竹、木竹以外の植物、落葉又は落枝）の採取（損傷）の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
 （法人にあっては、名称、住所及び
 代表者の氏名（押印又は署名））

目	的	
場	所	
行為地及びその 付近の状況		
採取（損傷）物 の種類		
施行 方 法	採取（損傷）物 の数 量	
	採取（損傷） 方 法	
	関連行為の概要	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(備考)

1. 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図
- (2) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2. 注意

- (1) 申請文の「 国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不用の文字は抹消すること。
 - (2) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
 - (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
 - (4) 「採取（損傷）方法」欄には、使用器具の名称、採取（損傷）部分の別等を記入すること。
 - (5) 「関連行為の概要」欄には、特別保護地区内で採取した木竹以外の植物を再度植栽・播種する予定となっている場合、時期及び場所等の詳細を記入すること。
 - (6) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その名前
- (6) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第1(4)

特別地域（特別保護地区、海域公園地区）内
 鉱物の掘採（土石の採取）許可申請書

自然公園法第20条（第21条、第22条）第3項の規定により 国定公園の
 特別地域（特別保護地区、海域公園地区）内における鉱物の掘採（土石の採取）の
 許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
 （法人にあっては、名称、住所及び
 代表者の氏名（押印又は署名））

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
鉱 物 （ 土 石 ） の 種 類		
施 行 方 法	掘採（採取）方法	
	掘採（採取）量	
	掘採（採取）設備	
	土地の形状を変更 する面積	
	掘採（採取）後の 土地の形状	
	関連行為の概要	
	掘採（採取）跡地 の 取 扱	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(備考)

1. 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1:1,000以上の平面図、断面図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1:1,000以上の修景図
- (5) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2. 注意

- (1) 申請文の「 国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不用の文字は抹消すること。
- (2) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等、海中公園地区にあっては、海底の形状、着生する動植物、水深（干満）、潮流等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4) 「掘採（採取）方法」欄には、露天掘、坑道掘（横坑、たて坑、斜坑）等の別を記入すること。
- (5) 「掘採（採取）量」欄には、容積（立方メートル）及び重量（トン）により掘採（採取）量を記入すること。
- (6) 「掘採（採取）後の土地の形状」欄には、切羽跡階段状等掘採（採取）後の土地の形状について、具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (7) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、支障となる動植物の除去、ズリ処理等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (8) 「掘採（採取）跡地の取扱」欄には、跡地の整理、緑化の方法等、風致景観の保護のために行う措置及び跡地の用途を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (9) 「備考」欄には次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況
 - イ 当該行為が鉱業法第63条に規定する施業案を必要とするものであるときは、当該施業案の概要
 - ウ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - エ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- (10) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第1 (5)

特別地域（特別保護地区）内水位（水量）
に増減を及ぼさせる行為許可申請書

自然公園法第20条（第21条）第3項の規定により 国定公園の特別地域（特別保護地区）内における水位（水量）に増減を及ぼさせる行為の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
〔 法人にあつては、名称、住所及び
代表者の氏名（押印又は署名） 〕

目	的	
場	所	
行為地及びその 付近の状況		
施 行 方 法	水位（水量）の 増減の及ぶ範囲	
	水位（水量）の 増減の原因とな る行為・設備等	
	水位（水量）の 増減の内容	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(備考)

1. 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真
- (3) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面。

2. 注意

- (1) 申請文の「 国定公園」の箇所には、当該国定公園の名称を記入すること。なお、不用の文字は抹消すること。
- (2) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生、着生する動植物等周辺の状況を示す上で必要な事項及び現在の水位（水量）（一定の期間ごとに水位（水量）が異なる場合には、その期間別の水位（水量））を記入すること。なお、水量の単位は立方メートル毎秒とすること。また、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4) 「水位（水量）の増減の内容」欄には、申請行為による水位（最高水位、最低水位等）又は水量（取水量、放流量等）の変化を記入すること。なお、一定の期間ごとに水位（水量）の増減の内容が変わる場合には、その期間別に記入すること。また、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (5) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- (6) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第1(6)

特別地域（特別保護地区、海域公園地区）内
汚水等の排出許可申請書

自然公園法第20条（第21条、第22条）第3項の規定により 国定公園の特別地域（特別保護地区、海域公園地区）内における汚水等の排出の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
〔 法人にあっては、名称、住所及び
代表者の氏名（押印又は署名） 〕

目	的	
場	所	(指定湖沼又は湿原名)
行為地及びその 付近の状況		
汚水等の種類 及び原因		
施行 方法	汚水等の処理 施設の種類、 規模及び能力	
	汚水等の水質	
	排出の時期 及び量	
	指定水域等への 排出方法	
予定 日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備	考	

(備考)

1. 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1:1,000以上の排水設備の平面図、立面図、断面図、構造図
- (4) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2. 注意

- (1) 申請文の「 国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不用の文字は抹消すること。
- (2) 「目的」欄には、当該排出行為の目的及びその必要性を具体的に記入すること。
- (3) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。なお、特別地域又は特別保護地区においては指定湖沼又は湿原名もあわせて記入すること。
- (4) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等、海中公園地区にあっては、海底の形状、着生する動植物、水深（干満）、潮流等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (5) 「汚水等の種類及び原因」欄には、厨房からの雑排水、〇〇製造による工場排水等、汚水等の排出の原因となる行為及び汚水等の種類を詳細に記入すること。
- (6) 「排出の時期及び量」欄には、1日当たりの排出量及びその年間における季節的变化を記入すること。
- (7) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- (8) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式 1 (7)

特別地域（特別保護地区、海城公園地区）内
 広告物の設置等許可申請書

自然公園法第20条（第21条、第22条）第3項の規定により
 特別地域（特別保護地区、海城公園地区）内における
 たく、次のとおり申請します。

国定公園の
 の許可を受け

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所

〔 法人にあっては、名称、住所及び
 代表者の氏名（押印又は署名） 〕

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
施 行 方 法	独立して設置する 場合の敷地面積	
	広告物を掲出又は 表示する工作物の 種類及びその箇所	
	規 模 及 び 構 造	
	主 要 材 料	
	色 彩	
	表 示 の 内 容	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

様式第 1 (8)

特別地域 (特別保護地区) 内物の集積 (貯蔵) 許可申請書

自然公園法第 20 条 (第 21 条) 第 3 項の規定により 国定公園の特
別地域 (特別保護地区) 内における物の集積 (貯蔵) の許可を受けたく、次のとお
り申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名 (押印又は署名) 及び住所
(法人にあっては、名称、住所及び
代表者の氏名 (押印又は署名))

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
集 積 (貯 蔵) 物 の 種 類		
施 行 方 法	集積 (貯蔵) 方法	
	土 地 使 用 面 積 及 び 集 積 (貯 蔵) す る 高 さ	
	関 連 行 為 の 概 要	
	集積 (貯蔵) 設備	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

様式第1(9)

特別地域（特別保護地区、海域公園地区）内
水面の埋立（干拓）許可申請書

自然公園法第20条（第21条、第22条）第3項の規定により 国定公園の特別地域（特別保護地区、海域公園地区）内における水面の埋立（干拓）の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
〔 法人にあっては、名称、住所及び
代表者の氏名（押印又は署名） 〕

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
施 行 方 法	埋立（干拓）面積	
	工 事 の 方 法	
	関 連 行 為 の 概 要	
	埋 立 （ 干 拓 ） 後 の 取 扱	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(備考)

1. 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1:1,000以上の平面図、断面図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1:1,000以上の修景図
- (5) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2. 注意

- (1) 申請文の「 国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不用の文字は抹消すること。
- (2) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等、海中公園地区にあっては、海底の形状、着生する動植物、水深（干満）、潮流等周辺の状態を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4) 「工事の方法」欄には、工事計画（時期、工種等）を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (5) 「関連行為の概要」欄には、支障となる動植物の除去、工事中仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (6) 「埋立（干拓）後の取扱」欄には、埋立後の用途、風致景観の保護のために行う措置を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (7) 「備考」欄には次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- (8) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第1(10)

特別地域（特別保護地区、海域公園地区）内
土地（海底）の形状変更許可申請書

自然公園法第20条（第21条、第22条）第3項の規定により 国定公園の
特別地域（特別保護地区、海域公園地区）内における土地（海底）の形状変更の許
可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
〔 法人にあっては、名称、住所及び
代表者の氏名（押印又は署名） 〕

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
施 行 方 法	土 地 の 形 状 を 変 更 す る 面 積	
	工 事 の 方 法	
	変 更 後 の 土 地 の 形 状	
	関 連 行 為 の 概 要	
	変 更 後 の 取 扱	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

(備考)

1. 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1:1,000以上の平面図、断面図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1:1,000以上の修景図
- (5) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2. 注意

- (1) 申請文の「 国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不用の文字は抹消すること。
- (2) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等、海中公園地区にあっては、海底の形状、着生する動植物、水深（干満）、潮流等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を、添付図面に表示すること。
- (4) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、支障となる動植物の除去、工事用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (5) 「変更後の取扱」欄には、土地の形状変更後の用途、風致景観の保護のために行う措置を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (6) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- (7) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第1 (11)

特別地域（特別保護地区）内木竹以外の
植物の植栽（播種）許可申請書

自然公園法第20条（第21条）第3項の規定により 国定公園の特別
保護地区内における木竹以外の植物の植栽又は播種の許可を受けたく、次のとおり
申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
〔 法人にあっては、名称、住所及び
代表者の氏名（押印又は署名） 〕

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
植 栽 （ 播 種 ） す る 植 物 の 種 類		
施 行 方 法	植栽（播種）面積	
	植栽（播種）数量	
	植栽（播種）方法	
	管 理 方 法	
	関 連 行 為 の 概 要	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備	考	

(備考)

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1:1,000以上の平面図
- (4) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1) 申請文の「 国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不用の文字は抹消すること。
 - (2) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
 - (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
 - (4) 「植栽又は播種する植物の種類」欄には、植栽又は播種する植物の種類（変種である場合は、変種レベルまで）を記入すること。
 - (5) 「管理方法」欄には、植栽又は播種する植物種が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。
 - (6) 「関連行為の概要」欄には、特別保護地区内で採取した木竹以外の植物を再度植栽・播種する場合、場所等の詳細を記入すること。
 - (7) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- (7)用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第1(12)

特別地域(特別保護地区)内動物の捕獲(殺傷)
(動物の卵の採取(損傷))許可申請書

自然公園法第20条(第21条)第3項の規定により 国定公園の特別
地域(特別保護地区)内における動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))
の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名(押印又は署名)及び住所
(法人にあっては、名称、住所及び
代表者の氏名(押印又は署名))

場 所		
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
動 物 (卵) の 種 類		
施 行 方 法	捕 獲 (殺 傷) (採 取 (損 傷)) 物 の 数 量	
	捕 獲 (殺 傷) (採 取 (損 傷)) の 方 法	
	関 連 行 為 の 概 要	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

(備考)

1. 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図
- (2) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2. 注意

- (1) 申請文の「 国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不用の文字は抹消すること。
 - (2) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
 - (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
 - (4) 「捕獲（殺傷）（採取（損傷））の方法」欄には、捕獲（殺傷）（採取（損傷））の方法、使用器具の名称等を記入すること。
 - (5) 「関連行為の概要」欄には、特別保護地区内で捕獲した動物を再度放つ予定となっている場合、時期及び詳細を記入すること。
 - (6) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その名前
- (6) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第1 (13)

特別地域（特別保護地区）内動物の放出
（家畜の放牧を含む）許可申請書

自然公園法第20条（第21条）第3項の規定により 国定公園の特別保護地区内における動物の放出（家畜の放牧を含む）の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
〔 法人にあつては、名称、住所及び
代表者の氏名（押印又は署名） 〕

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
動 物 （ 家 畜 ） の 種 類		
施 行 方 法	動 物 （ 家 畜 ） の 数 量 （ 頭 数 ）	
	管 理 方 法	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備	考	

(備考)

1. 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真
- (3) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2. 注意

- (1) 申請文の「 国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不用の文字は抹消すること。
- (2) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4) 「動物の種類」欄には、放出する動物の種類（亜種である場合は、亜種レベルまで）を記入すること。
- (5) 「管理方法」欄には、放出する動物が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。
- (6) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- (7) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第1 (14)

特別地域（特別保護地区）内工作物
等の色彩変更許可申請書

自然公園法第20条（第21条）第3項の規定により 国定公園の特別
地域（特別保護地区）内における の色彩変更の許可を受けたく、
次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
〔 法人にあっては、名称、住所及び
代表者の氏名（押印又は署名） 〕

目	的	
場	所	
行為地及びその 付近の状況		
施 行 方 法	色彩を変更 する工作物	
	色彩を変更 する箇所	
	現在の色彩	
	変更後の色彩	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

様式第1(15)

特別地域（特別保護地区）内
指定区域内への立入り許可申請書

自然公園法第20条（第21条）第3項の規定により 国定公園の特別地域（特別保護地区）内の環境大臣が指定する区域内への立入りの許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
〔 法人にあつては、名称、住所及び
代表者の氏名（押印又は署名） 〕

目	的		
場	所		
行為地及びその 付近の状況			
立ち入る者の人数 及び氏名並びに期間			
立ち入る経路又は範囲			
立ち入る方法			
予 定 日	着	手	年 月 日
	完	了	年 月 日
備	考		

様式第1(16)

特別地域(特別保護地区、海域公園地区)内車馬
(動力船、航空機)の使用(着陸)許可申請書

自然公園法第20条(第21条、第22条)第3項の規定により 国定
公園の特別地域(特別保護地区、海域公園地区)内における車馬(動力船、航空機)
の使用(着陸)の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名(押印又は署名)及び住所
(法人にあつては、名称、住所及び
代表者の氏名(押印又は署名))

目	的		
場	所		
行為地及びその 付近の状況			
車馬(動力船、 航空機)の種類 及び数			
使用(着陸) 範囲及び面積			
使用(着陸)方法			
予 定 日	着	手	年 月 日
	完	了	年 月 日
備	考		

(備考)

1. 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真
- (3) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2. 注意

- (1) 申請文の「 国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不用の文字は抹消すること。
- (2) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4) 「使用（着陸）方法」欄には、自動車を時速50キロメートルで1日2回1周させる等、行為地内での活動状況、頻度等を記入すること。
- (5) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- (6) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第1 (17)

特別保護地区内木竹の植栽許可申請書

自然公園法第21条第3項の規定により 国定公園の特別保護地区内における植栽の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
 （法人にあっては、名称、住所及び
 代表者の氏名（押印又は署名））

目	的	
場	所	
行為地及びその 付近の状況		
施行方法	植栽種別	
	植栽面積	
	植栽樹種	
	樹令	
	植栽数量	
	植栽方法	
	管理方法	
	関連行為の概要	
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備	考	

(備考)

1. 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1:1,000以上の平面図
- (4) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2. 注意

- (1) 申請文の「 国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不用の文字は抹消すること。
- (2) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4) 「植栽種別」欄には、補植又は新植等の別を記入すること。
- (5) 「関連行為の概要」欄には、特別保護地区内で伐採した木竹を再度移植する場合、場所等の詳細を記入すること。
- (6) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- (6) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第1(18)

特別保護地区内火入(たき火)許可申請書

自然公園法第21条第3項の規定により 国定公園の特別保護地区内における火入(たき火)の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名(押印又は署名)及び住所
 (法人にあっては、名称、住所及び
 代表者の氏名(押印又は署名))

目	的	
場	所	
行為地及びその 付近の状況		
施 行 方 法	火入(たき火)の 及ぶ範囲	
	設 備	
	火入(たき火)後 の 取 扱	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

様式第2

特別地域（普通地域）内で行う自然を活用した催しの計画書

自然公園法施行規則第12条第30号（第15条第16号）の規定により
の特別地域（普通地域）内における自然を活用した催しの計画書を提出します。

国定公園

年 月 日

千葉県知事 様

提出者の氏名（押印又は署名）及び住所

催 し 内 容	名 称	
	主催者名	
	目 的	
	開催場所	
	開催期間	年 月 日から 年 月 日まで
	行為地及びその 付近の状況	
	行為の概要	
	風致の維持のために 行われる措置の内容	
	原状回復を確実に実施する ための体制及び方法並びに その実施期限	
	備 考	

(備考)

- 1 計画書の「 国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。
- 2 「開催場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- 3 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項のほか、行為地が原状回復が可能な場所であることを示す上で必要な事項を記入すること。
- 4 「行為の概要」欄には、工作物の設置、広告物の掲出その他の自然を活用した催しを実施するのに必要な行為の概要を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
また、「行為の概要」が未確定の場合は、当該工作物の新築等に着手する 15 日前までに地方環境事務所に、その概要を、通知すること。
- 5 「風致の維持のために行われる措置の内容」欄には、仮設の植生保護柵の設置、広告物の規模や色彩その他の当該地の風致の維持のために執られる配慮事項を記入すること。
- 6 「原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限」欄には、ゴミ収集、砂浜の地ならしその他の跡地の整理のために行う措置及びその実施体制並びにその実施期限を記入すること。
- 7 「備考」欄には次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

様式第3(1)

特別地域(特別保護地区、海域公園地区)内
行為着手済届出書

自然公園法第20条(第21条、第22条)第6項の規定により 国定公園の
特別地域(特別保護地区、海域公園地区、湖沼、湿原、物)が指定(拡張)された
際、行為に着手していたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

千葉県知事 様

届出者の氏名(押印又は署名)及び住所
(法人にあつては、名称、住所及び
代表者の氏名(押印又は署名))

(備考)

記入事項及び添付図面についてはそれぞれの行為につき、様式第1に準ずること。
ただし、「行為地及びその付近の状況」及び「予定日」のうち「着手」欄は必要
としない。

様式第3(2)

特別地域（特別保護地区、海城公園地区）内
非常災害応急措置届出書

自然公園法第20条（第21条、第22条）第7項の規定により 国定公園の
特別地域（特別保護地区、海城公園地区）内において非常災害のために必要な応急
措置をしたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

千葉県知事 様

届出者の氏名（押印又は署名）及び住所
〔 法人にあつては、名称、住所及び
代表者の氏名（押印又は署名） 〕

（備考）

記入事項及び添付図面についてはそれぞれの行為につき、様式第1に準ずること。
ただし、「行為地及びその付近の状況」及び「予定日」のうち「着手」欄は必要
としない。

様式第3(3)

特別地域内

行為届出書

自然公園法第20条第8項の規定により
国定公園特別地域内に
において
行為をいたしたく、次のとおり届け出ます。

年 月 日

千葉県知事 様

届出者の氏名（押印又は署名）及び住所
〔 法人にあつては、名称、住所及び
代表者の氏名（押印又は署名） 〕

（備考）

- 1 添付図面及び記入事項についてはそれぞれの行為につき、様式第1に準ずること。
- 2 申請文の「 行為」の箇所には、木竹の植栽、家畜の放牧等行為の種類を記入すること。

様式第 4

普通地域内

行為届出書

自然公園法第33条第1項の規定により
において

国定公園普通地域内に
行為をいたしたく、次のとおり届け出ます。

年 月 日

千葉県知事 様

届出者の氏名（押印又は署名）及び住所

〔 法人にあつては、名称、住所及び
代表者の氏名（押印又は署名） 〕

（備考）

- 1 添付図面及び記入事項についてはそれぞれの行為につき、様式第1に準ずること。
- 2 申請文の「 行為」の箇所には、工作物の新築、土石の採取等行為の種類を記入すること。

様式第5

利用調整地区内への立入り許可申請書

自然公園法第23条第3項第6号の規定により
区内への立入りの許可を受けたく、次のとおり申請します。

国定公園の

利用調整地

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
 [法人にあつては、名称、住所及び
 代表者の氏名（押印又は署名）]

目	的	
場	所	
行為地及びその 付近の状況		
立ち入る者の人数 及び氏名並びに期間		
立ち入る経路又は範囲		
立ち入る方法		
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備	考	

(備考)

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真
- (3) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1) 申請文の「 国定公園」の箇所には当該国立公園の名称を記入すること。
なお、不要の文字は抹消すること。
- (2) 申請文の「 利用調整地区」の箇所には当該利用調整地区の名称を記入すること。
なお、不用の文字は抹消すること。
- (3) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- (4) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (5) 「立ち入る者の人数及び氏名並びに期間」欄には、申請者を含めた人数、全員の氏名及び立入り期間を記入すること。
- (6) 「立ち入る方法」欄には、1日2回通行する、特定の場所に留まって調査を行う等、行為地内での活動状況、頻度等を記入すること。
- (7) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- (8) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

